

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
26 年－ 5 (26. 5.30)	商工労働	<p>最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情の趣旨</p> <p>金融緩和や大型公共投資、円安・株高の影響もあり、輸出関連企業等の大企業の業績は好調である。安倍首相は、中小企業の業況改善や有効求人倍率の回復にも言及し、景気見通しは明るいとして、経済団体に「経済好循環実現のためにも賃上げを」と要請、大企業の一部ではベースアップが実現している。また、従来、低賃金が問題とされてきた外食、小売、運輸などの業種では人手不足が広がり、業界大手がパートやアルバイトの募集時給を引き上げ始めたとの報道もある。</p> <p>しかし、中小企業や非正規で働く多くの労働者の賃金は、今なお改善されていない。消費税増税と円安で物価が上昇する中、平均賃金は 2000 年より 10 %も低下し、雇用労働者の 35 %は年収 200 万円未満である。また、正規雇用は 2007 年から年々減少し、雇用労働者に占める非正規の割合は 2013 年平均で 37 %に達している。まともな賃金を得られる雇用機会は少なく、ワーキング・プアからの脱出は困難となれば、自助努力任せでは、消費の活性化は望めない。</p> <p>だからこそ、最低賃金の引き上げが重要である。今の最低賃金は、最も高い東京でも時給 869 円、鳥取県では最も低い 664 円である。生活するには足りない上、大きな地域格差があるため、低賃金の地方から労働者が出て行ってしまう。</p> <p>中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を実施すると同時に、最低賃金を改善することは、有効な景気刺激策である。低所得層ほど消費性向は高く、身の回りの衣食関連材・サービスなど中小企業の得意とする商品を地域で購入する傾向が強いからである。</p> <p>「グローバル競争の中、最低賃金は上げられない」との意見もあるが、他の先進国は多くが最低賃金を 1,000 円以上とし、平均賃金も引き上げて内需を確保している。ドイツも来年から</p>	鳥取県労働組合総連合 議長 田 中 暁 (鳥取市西品治 806)

時給 8.5 ユーロ (約 1,180 円) の全国一律最低賃金制を導入し、アジア諸国でも、最低賃金の大幅引き上げや新設が盛んで、低賃金競争という発想は主流ではない。低賃金労働に頼る経営と労働市場は、企業の成長力と地域経済の消費購買力を失わせ、社会を不安定にするとみなされているからである。

公正取引の確立の面からみても、最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切である。

憲法第 25 条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定め、労働基準法は第 1 条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」とし、最低賃金法は、最低賃金は生活保護を下回ってはならないとしている。

▶陳情事項

最低賃金の地域格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、国に対して以下の内容の意見書を提出すること。

1. 政府は、ワーキング・プアをなくすため、最低賃金の大幅引き上げを行うこと。
2. 政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の引き下げを実現すること。
4. 政府は、中小企業に対する代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章をふまえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正すること。
5. 公共事業に従事する下請け企業に適正な単価を、現場の労働者に適正な報酬を確保するため、公契約法の制定を行うこと。
6. 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。